

飲食店等に対する「大阪府営業時間短縮協力金」の 1日も早い支給を大阪府に求める意見書

緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の発令に伴う営業時間短縮の要請に協力いただいた飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に支給される協力金については、その制度の趣旨に照らし、1日も早く飲食店等に支給を完了することが必要不可欠であることは言うまでもない。

しかしながら、大阪府では、申請から支給に至るまで数ヶ月を要することが珍しくなく、大阪府ホームページ（大阪府に寄せられたご意見）にも「緊急事態宣言が発出されるたび、休業要請や営業時間短縮要請に応じた飲食店には協力金が一方向に振り込まれず、大変な状況に追い込まれている。きちんと協力金等を支給してほしい」といった声が数多く届けられており、新聞・テレビでも、他の自治体に比べて支給率が最も低いと報じられるなど、大阪府の対応の遅れが問題となってきた。

大阪府は、人員体制を強化し対応に当たっているとのことであるが、今般、国において制度化された、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の期間内であっても協力金を支給することができる、いわゆる「先払い制度」についても、東京都の受付開始日が7月19日であるのに対し、大阪府の受付開始日は7月21日であり、すでに東京都より2日遅れている。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、営業時間短縮の要請に協力いただいた飲食店等の事業継続を支援するため、また、本件協力金の支給が遅れることによって、営業時間短縮の要請に協力したくてもできないといった飲食店等の声に真摯に耳を傾け、より一層、飲食店等の側に立った大阪府の対応が強く求められるところである。

以上のことから、本市議会は、大阪府に対し、飲食店等に対する「大阪府営業時間短縮協力金」を1日も早く支給するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月30日

堺市議会

大阪府知事宛